議員提出第１号議案

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年神奈川県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第１項中「５月15日」を「４月30日」に改め、同条第２項中「３月16日」を「３月１日」に、「５月15日」を「４月30日」に改める。

第17条中「整備等」の次に「（以下「政務活動費の支出等」という。）」を加える。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の１条を加える。

（議長の調査）

第18条　議長は、政務活動費の支出等について、必要に応じて調査を行うことができる。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付する政務活動費については、なお従前の例による。

（提案理由）

政務活動費に係る収支報告書等について提出期限を早めるとともに、議長が政務活動費の支出等について必要に応じて調査を行うことができるよう所要の改正をしたいので提案するものであります。